

法定検査の必要性を知っていただくため、  
検査未受検の方に初めて※お送りしています。

※初めてお送りする理由は、裏面「1 よくあるご質問」をご覧ください。

〒《依頼書送付先〒》

《依頼書送付先住所》

環生第18号-3

《依頼書発送予定日》

《依頼書送付先名称》 様

(管理番号 《施設 NO》)

静岡県知事 川勝 平太

(公印省略)

## 浄化槽法定検査の必要性について

このお手紙は、浄化槽を設置・使用されている方々（以下「浄化槽管理者」といいます。）にお送りしております。

浄化槽は、トイレなどから出る水を、きれいな水に処理して河川等に流す装置です。

浄化槽が適正に機能しない場合、汚れたままの水が河川等にそのまま流れ、生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このため、浄化槽管理者は、浄化槽法に基づき、次の3つ全てを行う必要があります。

①保守点検：浄化槽の点検、調整、修理等

②清 掃：浄化槽内にたまった汚泥の引抜き等

**③法定検査：水質検査、①及び②の実施状況の確認等**

今回、県の調べにより、あなたの所有する浄化槽について、③法定検査の申込みが確認できなかったことから、法定検査の申込みを御案内いたしました。法定検査の詳細等については、同封のリーフレット（「浄化槽の法定検査ってなに？」）を御確認ください。

なお、この案内と行き違いにより、既に法定検査を申し込まれている場合は、御容赦ください。

※初めてお送りする理由は、裏面「1 よくある御質問」をご覧ください。

### ～法定検査の申込みについて～

法定検査を実施するには、（一財）静岡県生活科学検査センターへの申込みが必要となります。

受検の申込みは、次の①から③のいずれかの方法で行うことができます。

①（一財）静岡県生活科学検査センターのホームページ（申し込み書参照）から申込み

② 同封の申し込み書を返信用封筒で郵送

③ 同封の申し込み書をFAX送信（FAX番号：054-621-5450）

※裏面がありますので、ご確認ください。



## 1 よくあるご質問

- 今まで浄化槽を使っていて今回、初めて通知が送られてきましたが、なぜでしょうか？

令和2年4月に改正浄化槽法が施行され、県には県内で使用されている浄化槽情報をとりまとめた台帳を作成することが義務付けられました。

県では、県民だよりやラジオ等で法定検査の受検についてお知らせをしてきましたが、これに加え、令和元年からは、この台帳の情報を基に法定検査の受検が確認できなかった方を対象に受検案内を市町毎、地域毎に順次送付しております。

また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を使用する浄化槽管理者の方々には、合併処理浄化槽への転換の案内を併せて行っています。

- 保守点検を実施していて、問題なくきれいな水が出ていると言われています。法定検査は必要なのでしょうか？

「保守点検」は浄化槽の正常な機能を維持する作業のことです。各装置や機器類が正常に稼動し、破損等の不具合がないか等を調べ、異常や故障などを早期に発見、修理し、消毒薬の補充等を行います。

一方、「法定検査」は浄化槽が正常に働いているかを確認する検査のことです。指定検査機関がお使いの浄化槽を「外観検査」「水質検査」「書類検査」により公正中立な立場で検査します。検査結果は県に報告することが定められており、それらの情報は公共用水域の保全に活用されます。

## 2 お問合せ先

### (1) 本通知の内容、浄化槽法に関すること

静岡県〇〇健康福祉センター（静岡県〇〇保健所） 〇〇課  
（所在地：〇〇市〇〇 電話番号：000-000-0000 FAX：000-000-0000）

※転居や家屋の売買等により浄化槽管理者が変更になる場合や、下水道への接続等、浄化槽を廃止（解体）された場合、浄化槽の使用を休止している場合などには届出等が必要になりますので、御連絡いただきますようお願いいたします。

### (2) 法定検査に関すること

（一財）静岡県生活科学検査センター 検査推進課  
（所在地：焼津市塩津1番地の1 電話番号：054-621-5863 FAX：054-621-5450）

#### 「（一財）静岡県生活科学検査センター」とは

水質検査をはじめ、人と環境に係る様々な検査を行っている機関であり、静岡県知事が浄化槽法の規定に基づいて、静岡県内で浄化槽の法定検査を行うことができる者として指定した県内唯一の指定検査機関です。

ホームページ：<https://www.shizuokaseikaken.or.jp/sisetu/jouka.html>



ホームページ